

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 に関する意見募集について

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

法務省大臣官房司法法制部

法務省大臣官房司法法制部においては、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年法務省令第 5 2 号）の一部改正を検討しております。

つきましては、本件について広く国民の皆様からの御意見を以下の要領で募集いたします。

なお、お寄せいただいた御意見については、法務省大臣官房司法法制部において取りまとめた上、今後の参考にさせていただきますが、個々の御意見に対して個別に回答することはないことをあらかじめ御了承願います。また、電話での御意見は受け付けておりませんので、併せて御了承ください。

〈意見募集要領〉

1 意見募集対象

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）において掲載

3 意見募集期間

令和 2 年 1 2 月 2 1 日（月）から令和 3 年 1 月 2 5 日（月）まで（必着）

4 意見提出方法

(1) インターネットによる提出

電子政府の総合窓口e-Govの意見提出フォームに従って、住所、氏名、連

連絡先及び本件への御意見を記入の上、御提出ください。

(2) 郵送による提出

任意の様式に、住所、氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、以下の宛先に送付してください。なお、送付に当たっては、封筒に赤字で「パブリックコメント（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見）」と記載してください。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係 宛て

(3) ファクシミリによる提出

任意の様式に、住所、氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、以下の番号に送信してください。なお、送信に当たっては、件名として、「パブリックコメント（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見）」と記載してください。

ファクシミリ番号：03-3592-7966

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係 宛て